

内閣府

01. 都市再生安全確保計画の策定の促進
(都市再生安全確保計画策定事業費補助金)
02. 総合特区推進調整費
03. 総合特区支援利子補給金
04. 国際戦略総合特区に係る税制上の特例
05. 地域活性化総合特区に係る税制上の特例
06. 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業
07. 地域再生基盤強化交付金
08. 地域再生支援利子補給金
09. 特定地域再生事業費補助金
10. 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
11. 特定地域再生事業に係る地方債の特例
12. 地域における男女共同参画促進総合支援事業
13. 孤立地域通信確保支援事業補助金
14. 津波対策推進事業費補助金
15. 沖縄振興一括交付金

内閣府 1

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進 (都市再生安全確保計画策定事業費補助金)	予算額(百万円)	100
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	都市再生特別措置法第19条の13		
概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画の作成に必要な地方公共団体等が実施する基礎データの収集・分析等に要する経費に対して、補助を行う。		
対象者	一 市町村（特別区を含む。） 二 都道府県 三 民間事業者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の滞在人口の推計 ・ 地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析 ・ ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析 ・ 地域内の退避場所に係る現況調査 ・ 地域内の退避施設に係る現況調査 ・ 退避者の退避行動シミュレーション ・ 退避経路の安全性の検証 ・ 退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析 ・ その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等 		
支援内容	対象事業に要する経費の2分の1以内の額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助事業者が内閣府に対し補助金交付の申請 (補助事業者が民間事業者等の場合は地方公共団体を通じて申請) ② 申請内容が適当だと認められるときは、内閣府が補助金の交付を決定し補助事業者に通知 ③ 補助事業者による補助事業の実施 ④ 補助事業者は、補助事業の完了後、内閣府に補助事業の実績を報告 ⑤ 内閣府は実績報告の内容の審査後、補助金の額を決定し、補助事業者に通知 ⑥ 内閣府が補助事業者に対し補助金を交付 <p>なお、本事業の活用にあたっては事前にご相談ください。</p>		
備考	都市再生安全確保計画策定事業費補助金交付要綱（平成25年5月16日府地活第222号）		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2171 FAX：03-3591-1972 URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 2

施策名	総合特区推進調整費	予算額(百万円)	12,400
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>○地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。</p> <p>○地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行。</p>		
対象者	認定された総合特別区域計画の実施主体（都道府県、市町村、事業者等）		
対象事業	<p>認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間（最長3年間）機動的に補完</p> <p>①各省の予算制度における要件を満たす場合⇒当該予算制度のルールを適用</p> <p>②規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合</p> <p>→補助制度の要件緩和等の制度拡充を行った場合、拡充前の補助率を適用</p> <p>→各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く</p>		
支援内容	<p>総合特区1地区あたりの調整費の年間支出は以下を限度とする。</p> <p>○国際戦略総合特区 20億円</p> <p>○地域活性化総合特区 5億円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手続きは、以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。</p> <p>②総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。</p> <p>③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。</p> <p>④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。</p> <p>⑤計画に記載された事業について、各省の予算制度を重点的に活用。なお不足する部分を調整費で機動的に補完。</p> <p>※執行にあたって、内閣府から関係省庁に調整費予算を移替え。実施主体から移替え先省庁に交付申請等を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2463 FAX : 03-3591-1973 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 3

施策名	総合特区支援利子補給金	予算額(百万円)	293
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総合特別区域法第28条及び第56条		
概要	総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するため、当該事業を実施する上で必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給(利子補給率は、0.7%以内、支給期間は5年間)。		
対象者	総合特区の推進に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <p>【国際戦略総合特区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業 ○疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業 ○国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業 ○新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業 等 <p>【地域活性化総合特区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業 ○観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業 ○地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業 ○新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの 等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利子補給率は、0.7%以下。 ○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体が金融機関等を含む地域協議会を組織し、総合特区の指定申請等を提出。 ② 地方公共団体の指定申請を踏まえ、総合特区推進本部の意見に基づき、内閣総理大臣が総合特区を指定。 ③ 指定地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 ④ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣総理大臣が指定。 ⑤ 企業等の事業が認定総合特別区域計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣総理大臣が当該事業の事業者を推薦。 ⑥ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。 ⑦ 内閣総理大臣が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率分が低減。 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2473 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sien/index.html	

内閣府 4

施策名	国際戦略総合特区に係る税制上の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総合特別区域法、租税特別措置法		
概要	国際戦略総合特区において、我が国の経済のけん引役となることが期待される産業の拠点形成に資する投資の促進、拠点の国際競争力強化のための環境整備のための、法人税の軽減措置(以下の措置の選択適用)。		
対象者	法人		
対象事業	国際戦略総合特別区域の指定を受けたエリアにおいて、特定国際戦略事業の用に供する設備に係る投資を行うもの、もしくは、専ら、特区内において行う特定国際戦略事業で地方公共団体による経済的負担の低減を図る措置が講じられ、かつ、規制の特例措置の適用を受けて行った者に対し法人税の特例措置を適用できることとする。		
支援内容	<p>事業者は下記の3つの特例措置から1つを選択して適用を受けることができる。</p> <p>○①投資税額控除または②特別償却 国際戦略総合特区内で当該特区に係る総合特区計画に記載された特定国際戦略事業の用に供する機械、建物及び器具・備品等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を受けられる制度。</p> <p>○③所得控除 専ら、総合特区で適用される規制の特例措置等の適用を受けて行う特定国際戦略事業で総合特区計画に記載されたものについて、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度。</p>		
変更のポイント	国際戦略総合特区設備等投資促進税制の対象範囲について、現行の建物や機械等に加えて、国際競争力の強化に資する研究開発に使用する「器具・備品」に拡充する。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定</p> <p>②認定総合特区計画に定める特定国際戦略事業を行う法人として、地方公共団体に対して指定法人等の指定申請</p> <p>③地方公共団体が指定法人等を指定</p> <p>④指定法人等から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。</p>		
備考	総合特別区域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2464 FAX : 03-3591-1973 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 5

施策名	地域活性化総合特区に係る税制上の特例	
	予算額(百万円)	—
根拠法令等	区分(新規・継続・変更)	
根拠法令等	総合特別区域法、租税特別措置法	
概要	地域の資源や創意工夫を生かした地域活性化を図る総合特区計画の実現を支援するため、地域活性化総合特区において、当該計画に必要となる資金調達のため、地域の志のある資金を結集するための措置。	
対象者	個人	
対象事業	地域活性化総合特別区域の指定を受けたもののエリアにおいて、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）である特定地域活性化事業を行う中小企業として地方公共団体が指定した者に対して、個人が出資した場合、当該個人について税制上の優遇措置を適用できることとする。	
支援内容	○出資に係る所得控除 社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から（出資額－2,000円）を控除できる。	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定 ②認定総合特区計画に定める特定国際戦略事業を行う法人として、地方公共団体に対して指定法人等の指定申請 ③地方公共団体が指定法人等を指定 ④指定法人等から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。 	
備考	総合特別区域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。	
連絡先	内閣府 地域活性化推進室 TEL : 03-5510-2464 FAX : 03-3591-1973 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 6

施策名	少子高齢化・環境対応等復興モデル事業	予算額(百万円)	215
		区分(新規・継続・変更)	新規(復興特会)
根拠法令等			
概要	<p>○平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興は我が国最大の喫緊の課題である。復興に当たっては、被災地の現状や被災地住民の目線に立った上で、</p> <p>①被災地における高齢化の進行や人口減少等の経済社会の構造変化 ②エネルギーの安定確保に向けた再生可能なエネルギー、省エネルギーの推進 ③環境保全、リサイクルの推進 などに配慮したまちづくりを進めることが不可欠である。</p> <p>○このためには、各省横断的な取組が必要であり、内閣官房・内閣府が中心となって本事業を推進し、被災地の新たなまちづくりによる復興を支援する。</p>		
対象者	<p>特定被災区域の市町村、民間事業者等 ※特定被災区域とは、東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律で定められた市町村です。</p>		
対象事業	<p>特定被災区域が進める少子高齢化、環境対応等に配慮した新たなまちづくりの中で、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」としての復興に資する、少子高齢化、環境対応等の分野でのモデル事業</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2 なお、特定被災区域の地方自治体負担分については震災復興特別交付税により措置される。</p>		
変更のポイント			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>公 募 6月上旬～6月下旬 交付決定 7月中旬～7月下旬</p>		
備考			
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2175	
		FAX : 03-3581-8801	
		URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	
		E-mail : g.futurecity@cas.go.jp	

内閣府 7

施策名	地域再生基盤強化交付金	予算額(百万円)	50,220
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第13条第1項		
概要	<p>地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成した地域再生計画（内閣総理大臣の認定が必要）に基づき、道・污水处理施設・港の3つの分野において、必要な施設を分野横断的に整備する内容の計画に対して、国が交付金を交付。</p>		
対象者	地方公共団体(都道府県、市町村 等)		
対象事業	<p>地方公共団体が作成する地域再生計画に記載された以下の事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。 ○污水处理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設又は漁業集落排水施設）又は浄化槽のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。 ○港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設の両方の施設整備を行う場合に対象。 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、地方の自主性・裁量性を高めた地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金を交付。 ○交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から、概ね5年以内。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定 ○地方公共団体より、内閣府へ予算要望 ○内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替 ○移替先省庁より、地方公共団体に内示 ○地方公共団体より、移替先省庁に交付申請 ○移替先省庁より、地方公共団体に交付 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2458	
		FAX : 03-3591-1974	
		URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 8

施策名	地域再生支援利子補給金	予算額(百万円)	223
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第14条及び第15条		
概要	<p>地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するために実施する事業を行う者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、国が指定した指定金融機関に対して利子補給金を支給(利子補給率は0.7%以内、支給期間は5年間)。</p> <p>また、具体的実施事業を記載する特定地域再生事業に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることについては指定要件としない。</p>		
対象者	地域再生に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業 ○企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業 ○歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業 ○国の行政機関等又は地方公共団体が実施する事業を譲り受けて行う事業 ○地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業 ○地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全に係る事業 等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利子補給率は、0.7%以下。 ○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体が金融機関を含む地域再生協議会を組織し、地域再生計画を作成(特定地域再生事業の場合を除く。) ② 地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定。 ③ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣府が指定。 ④ 企業等の事業が認定地域再生計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣府が当該事業の事業者を推薦。 ⑤ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。 ⑥ 内閣府が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率が低減。 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2473 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html	

内閣府 9

施策名	特定地域再生事業費補助金	予算額(百万円)	300
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題（「特定政策課題」という。）の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援する。</p>		
対象者	<p>①特定地域再生計画策定事業： 地方公共団体 ②特定地域再生計画推進事業： 地方公共団体、公共的団体、地域再生法人</p>		
対象事業	<p>①特定地域再生計画策定事業 特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する事業 ②特定地域再生計画推進事業 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が行う、特定政策課題の解決に資する事業</p>		
支援内容	<p>①特定地域再生計画策定事業 補助率：定額（上限10,000千円） ②特定地域再生計画推進事業 補助率：1／2</p>		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>【特定地域再生計画策定事業】 ①事業の選定を受けようとする地方公共団体は、事業計画書を内閣府に提出。 ②内閣府は、審査の上適当と認められるときには評価結果を通知。 ③通知を受けた地方公共団体は、交付申請書を内閣府に提出。 ④内閣府は、地方公共団体へ交付決定を通知。 ⑤地方公共団体は事業着手。 【特定地域再生計画推進事業】 ①事業の選定を受けようとする地方公共団体等は、事業計画書を内閣府に提出。 ②内閣府は、審査の上適当と認められるときには評価結果を通知。 ③通知を受けた地方公共団体は、特定地域再生事業が記載された地域再生計画を内閣府に申請。 ④内閣府は地方公共団体より申請があった地域再生計画を認定。 ⑤地方公共団体等は、交付申請書を内閣府に提出。 ⑥内閣府は、地方公共団体等へ交付決定を通知。 ⑦地方公共団体は事業着手。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2475 FAX：03-3591-1974 URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 10

施策名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	○地域再生法第16条 ○租税特別措置法第37条の13第1項第4号		
概要	認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業を実施する株式会社により発行される株式を個人が取得した場合に、当該個人に対する所得税の特例を適用。		
対象者	個人		
対象事業	①社会福祉の増進に関する事業 ②環境保全に関する事業		
支援内容	①投資時点 投資額を他の株式譲渡益から控除 ②売却等により損出が発生した場合 損出を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①内閣総理大臣による地域再生計画の認定 ②地域再生計画に定める特定地域再生事業を行う株式会社として、地方公共団体に対して会社確認の申請 ③地方公共団体が確認 ④事業年度ごとに事業報告		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2475 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 1 1

施策名	特定地域再生事業に係る地方債の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第17条		
概要	認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業（地域再生法第5条第4項第3号のハ）		
支援内容	現行制度では地方債の対象経費は建設事業等に限定されており、施設の除却について新たな施設の建設に伴うもののみ対象とされているが、認定地域再生計画に記載された特定政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に係る事業については、除却のみでも国庫補助金の対象となる事業を地方債の対象事業とする。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①特定地域再生事業（施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業）で、総務省令(※)で定めるものが記載された地域再生計画の認定申請</p> <p>②上記①により申請があった地域再生計画の内閣総理大臣認定</p> <p>(※)地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令（平成二十四年十一月一日総務省令第九十五号） 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の規定に基づき、地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令を次のように定める。 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条に規定する同法第五条第四項第三号ハに規定する事業で総務省令で定めるものは、国庫補助金の交付の対象となる同号ハに規定する事業とする。</p> <p>附 則 この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行し、平成二十四年度の地方債から適用する。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2475 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 1 2

施策名	地域における男女共同参画促進総合支援事業	予算額(百万円)	35
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	男女共同参画基本法		
概要	地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による実践的な活動が行われるよう、地域の主体的な取組を促進するため、連携支援やアドバイザー派遣、人材育成プログラム等の開発・提供等による総合的な支援を実施。		
対象者	都道府県、 市町村 NPO、 事業者等		
対象事業	<p>○実践的調査・研究：取組が遅れている等により、特に実践的活動の推進が必要な課題を取り上げ、実践的把握・分析し、先進事例にまとめます。</p> <p>○アドバイザー派遣：地方公共団体等に、専門家（学識経験者等）を講師として派遣し、男女共同参画の視点での地域課題解決を指導・助言します。</p> <p>○連携支援事業：地域の地縁組織や大学、企業等地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために、男女共同参画の視点を踏まえ、いかに効果的な活動を展開できるか実践し、成果を広く普及させます。</p> <p>○人材育成プログラム等の開発・提供：これまでアプローチが少なかった男性に対し、男女共同参画の意義の理解促進を図る。また、男性相談体制を推進するキーマンを育成します。</p>		
支援内容	<p>○アドバイザー派遣 アドバイザーの謝金及び旅費を内閣府の規定に基づき、内閣府が負担します。</p> <p>○連携支援事業 内閣府が事業実施団体に対して、予算の範囲内で請負契約を実施するために必要な経費を負担します。経費は、選定事業の実施及びその事務に必要な経費に限るものとします。</p> <p>○人材育成プログラム等の開発・提供 自治体職員等を対象として人材育成研修会を開催し、研修に必要な教材等の開発・提供を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○アドバイザー派遣：内閣府が申請のあった団体等から書類審査を実施し、アドバイザーを派遣する。</p> <p>○連携支援事業：団体等からの申請を外部の有識者からなる審査会が選定を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 男女共同参画局 総務課	TEL：03-3581-2549 FAX：03-3581-9566 URL： http://www.gender.go.jp/	

内閣府 13

施策名	孤立地域通信確保支援事業補助金	予算額(百万円)	140
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地域防災力向上支援事業補助金交付要綱(平成23年6月30日政府防第391号決定)		
概要	<p>中山間地域等において、豪雨等により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。</p>		
対象者	都道府県、市町村		
対象事業	<p>中山間地域等(地域振興5法指定地域)にある孤立可能性のある集落のうち、下記に掲げる集落へのアクセス可能な道路の本数、集落にある通信手段の数、機器の適切な維持管理の可否等を勘案して、採択を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落へのアクセス可能な両側通行道路(行止り道路を除く)の本数が2本以下の集落 ・ 固定電話や携帯電話以外の通信手段の数が1以下の集落 ・ 整備した機器を適切に維持管理できる集落 		
支援内容	<p>衛星携帯電話と衛星携帯電話の充電を行う非常用発電機を孤立集落に配備する都道府県および市町村に対して、1集落あたり、補助率1/2(上限175千円)として配分を行う。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治体首長から総理大臣に申請(交付要綱第8条) ② 総理大臣から自治体首長に交付決定を通知(交付要綱第9条) ③ 自治体にて事業実施 ④ 自治体首長から総理大臣(又は都道府県知事)に実績報告(交付要綱第13条) ⑤ 総理大臣(又は都道府県知事)が補助金額を確定(交付要綱第14条第1項) (都道府県知事が額を確定した場合は総理大臣に確定報告(交付要綱第14条第2項)) 		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府政策統括官付(防災担当) TEL: 03-3501-5696 参事官(事業推進担当) FAX: 03-3593-2846 URL: http://www.bousai.go.jp/taisaku/bousai_koujiyou/index.html</p>		

内閣府 14

施策名	津波対策推進事業費補助金	予算額(百万円)	180
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第16条第2項、附則 第1条第2項		
概要	<p>東日本大震災における津波による甚大な被災経験や津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の制定を踏まえ、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村の津波対策に対してその費用の一部を補助し、対策の推進を図る。</p> <p>具体的には、津波対策の推進に関する施策（避難路や避難施設の整備計画、避難計画の作成等）を進める上で基本となる被害想定等（法第16条第2項の「複数の予測を行う」に該当）を実施する都道府県、円滑な避難に資するハザードマップの作成（法第16条第2項の「その内容を住民に視聴させるための映像を作成する」に該当）を実施する市町村に対し、補助金をもって支援する。</p>		
対象者	<p>都道府県及び市町村</p> <p>※東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東日本大震災で津波により大きな被災を受けた地域</p>		
対象事業	<p>①都道府県 市町村による避難路や避難施設の整備計画・避難計画の作成等の基礎となる津波浸水予測図作成及び浸水想定を作成</p> <p>②市町村 円滑な避難に資する津波ハザードマップの作成</p>		
支援内容	<p>上記対象事業について、事業費の1/2を補助する。</p> <p>ただし、1都道府県あたりの上限額を2,500万円、1市町村あたりの上限額を150万円とする。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金の交付手順は以下のとおり。</p> <p>① 地方公共団体が、津波対策に関する事業計画を作成する。（交付要綱第6条）</p> <p>② 地方公共団体が、補助金の交付を申請する。（交付要綱第8条）</p> <p>③ 内閣府が、申請に係る補助事業について審査し、補助金の交付決定を行う。（交付要綱第9条）</p> <p>④ 地方公共団体が、補助事業を実施する。</p> <p>⑤ 地方公共団体が、補助事業完了後に実績を報告する。（交付要綱第13条）</p> <p>⑥ 内閣府が、報告書等について審査し、補助金の交付額を確定する。（交付要綱第14条）</p> <p>⑦ 内閣府が、補助金を交付する。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL : 03-3501-5693</p> <p>政策統括官（防災担当）付 FAX : 03-3501-5199</p> <p>参事官（調査・企画担当）室 URL :</p>		

内閣府 15

施策名	沖縄振興一括交付金	予算額(百万円)	161,311
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	沖縄振興特別措置法第105条の3第2項		
概要	沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金。		
対象者	沖縄県（県内市町村には県から間接補助）		
対象事業	<p>【沖縄振興特別推進交付金】</p> <p><主な対象事業> 沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光の振興に資する事業 ・情報通信産業の振興に資する事業 ・農林水産業の振興に資する事業 ・産業の振興に資する事業 ・雇用の促進に資する事業 ・人材の育成に資する事業 <p style="text-align: right;">など</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】</p> <p>沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）として政令で定められたもののうち、事業計画に記載されたもの</p>		
支援内容	<p>【沖縄振興特別推進交付金】</p> <p><交付率> 8 / 10</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】</p> <p><交付率> 既存の高率補助を適用</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>【沖縄振興特別推進交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 沖縄振興に資する事業（交付要綱に規定）の中から沖縄県が自主的に事業を選択し、事業計画を作成 ② 内閣府が交付金の交付限度額を通知 ③ 沖縄県が交付申請し、原則内閣府から移し替えせずに交付 <p>【沖縄振興公共投資交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 沖縄県知事が沖縄振興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出 ② 内閣総理大臣が交付担当大臣等（対象事業の所管大臣等）と協議し、配分計画を作成 ③ 内閣総理大臣が配分計画に基づき、財務大臣の承認を得て、関係行政機関に予算を移替え ④ 交付担当大臣等が交付の申請に基づき交付を決定 		
備考	—		
連絡先	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当） 沖縄振興局	TEL : 03-3581-0993、03-3581-1366 FAX : 03-3581-9719、03-3581-1683 URL : http://www8.cao.go.jp/okinawa/	